

社会福祉法人庄内厚生館 役員等報酬規程

(平成 29 年 5 月 26 日規程第 61 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人庄内厚生館（以下「法人」という）定款第 2 1 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職金については、社会福祉法人庄内厚生館常勤役員退職金規程に定める。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額
- (2) 退職金については、社会福祉法人庄内厚生館常勤役員退職金規程に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、社会福祉法人庄内厚生館給与規則第 1 2 条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 2 に定める
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人庄内厚生館旅費規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第 5 条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第 3 の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人庄内厚生館給与規則第4条に準じた日とする。

(2) 退職金については、社会福祉法人庄内厚生館常勤役員退職金規程第6条に定める日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、前項第1号に準じた日に支給する。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

3 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

- 2 役員等報酬及び費用弁償規程(平成18年12月26日規程第42号)は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、平成28年度決算に関わる理事、監事の報酬については、旧社会福祉法人庄内厚生館役員報酬を適用する。

この規程は、令和5年3月9日に改正し、令和5年4月1日施行する。